

# 雇用の創出や人材育成などに関する事業をご活用ください

申問 商工観光課 ☎ 6773

## ❖ 創業支援・空き店舗等活用事業補助金

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する人に改修工事費の一部を補助します。

**対象物件** 市内で1カ月以上営業が行われていない空き店舗・空き事務所・空き家

**対象事業** 小売業、サービス業（宿泊・飲食業含む）、コミュニティビジネス（IT関連含む）、その他これらに類する事業。ただし、風俗営業法に定める営業など、市長が不適当と認める事業は除きます。

**対象要件** 2年以上継続して営業することが見込まれることなど（着工前にご相談ください）

**補助金額** 改修工事費の2分の1

- ①市外から転入などした人で店舗面積が200㎡以上（上限300万円）
- ②市外から転入などした人で店舗面積が200㎡未満（上限150万円）
- ③上記以外のもの（上限50万円）

## ❖ 若年者等人材育成支援事業補助金

若年者などの市内企業への定着を図るため、従業員の資格などの取得に係る費用の一部を助成します。

**対象** 市内に住所および事業所を有する個人事業主、または市内に事業所を有する法人で、4月1日時点で18歳以上40歳未満の従業員に、業務に必要な資格や免許取得のための研修などを受講させるもの

**対象経費** 企業などが負担した受験料や受講料（試験により資格などを取得する場合は合格した場合のみ対象）

**補助金額** 対象経費の2分の1（上限10万円）

## ❖ U I J ターン移住就職奨励金

人口減少・雇用対策の一環として、U I J ターンで上十三・十和田湖広域定住自立圏（※）外から本市に転入し、市内事業所に就職した人（新卒者・公務員などを除く）に就職奨励金を交付します。

**定員** 10人 **奨励金額** 1人当たり10万円

※上十三・十和田湖広域定住自立圏とは、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

※対象要件など詳しくはお問い合わせください。

いずれの補助金・奨励金も先着順で予算の範囲内となります。申請書の様式は商工観光課（本館2階4番窓口）に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## 創業相談ルームをご活用ください

創業・起業支援の専門家が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、伴走型で皆さんのご相談に応じます。

**とき** 毎月第2・4木曜日（祝日の場合はその前日）  
午前10時～午後4時

**ところ** 十和田商工会館5階

**対応者** （公財）21あおり産業総合支援センター  
シニア・インキュベーション・マネジャー  
鎌田 直人さん



鎌田 直人さん

## ワンストップ窓口をご活用ください

創業相談者に対して、必要な支援施策や支援機関を紹介します。

**ところ** 商工観光課

創業を検討しているあなたを応援します。

創業に関して、なんでも相談ください。

